

令和元年度

定期監査結果報告書

令和2年2月5日

可児市監査委員

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

## 第2 監査の実施期間、実施場所及び対象部署

1. 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで、監査委員事務局にて実施。ただし、出先機関については各出先機関にて実施。

- (1) 市長公室（秘書課、広報課）
  - (2) 総務部（市民課）
  - (3) 観光経済部（観光交流課、産業振興課・勤労者総合福祉センター）
  - (4) 市民部（人づくり課、図書館）
  - (5) こども健康部（子育て支援課、こども発達支援センターくれよん）
  - (6) 教育委員会事務局（文化財課、郷土歴史館、学校給食センター）
  - (7) 会計課
  - (8) 農業委員会事務局
  - (9) 今渡連絡所・地区センター、帷子連絡所・地区センター、春里連絡所・地区センター、中恵土連絡所・地区センター
  - (10) 土田保育園、兼山保育園
  - (11) 土田小学校、旭小学校、兼山小学校、東可児中学校、広陵中学校
- 以上25部署

2. 平成31年4月1日から令和元年9月30日まで、監査委員事務局にて実施。ただし、出先機関については各出先機関にて実施。

- (1) 企画部（総合政策課、財政課）
  - (2) 総務部（総務課、防災安全課、管財検査課、税務課、収納課）
  - (3) 観光経済部（企業誘致課）
  - (4) 文化スポーツ部（文化スポーツ課）
  - (5) 市民部（地域振興課、環境課）
  - (6) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課）
  - (7) こども健康部（こども課、健康増進課）
  - (8) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課、管理用地課）
  - (9) 水道部（上下水道料金課、水道課、下水道課）
  - (10) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課（教育研究所含む））
  - (11) 選挙管理委員会事務局
  - (12) 監査委員事務局
  - (13) 固定資産評価審査委員会事務局
  - (14) 可茂広域公平委員会事務局
  - (15) 議会事務局
- 以上33部署

### 第3 監査の対象

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

### 第4 監査の主眼

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼とした。

### 第5 監査の方法

各課等から、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、内容を審査するとともに、関係職員から説明を受け、あるいは文書又は口頭による質問、その他必要と認める通常の監査手続きにより監査を実施した。

その他に、10万円以上の物品購入、委託及び役務並びに20万円以上の修繕・工事を抽出して契約関係書類の内容確認を実施した。

### 第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に執行されていると認められた。なお、軽微な不備事項については、口頭で指導した。

今後の事務の執行に当たっては、下記の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

#### 要望事項

1. 他の自治体では、職員の横領・着服など会計上の不正行為が新聞等で報道されている。内部統制については努力義務となっているが、本市として、市民からの信頼を損なうことがないように、内部チェック体制の維持、強化に努められたい。また、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、組織及び運営の合理化に努められたい。
2. 債権管理において、他団体と比較して積極的な取り組みがなされている面も見受けられる。今後も、各課の連携を密にした徴収業務に取り組み、市民負担の公平性の確保を図られたい。
3. 契約事務において、前年のものを踏襲するのではなく、契約内容を十分に精査し、業務内容のチェックと見直しを絶えず行うよう要望する。
4. 支出伝票において、軽微な誤りが見受けられる。重大な事案に繋がることも考えられるため、課長、係長の職責において、十分に確認し、誤りの発生を防止するよう努められたい。